

■A3二つ折り協定書（ロゴパターンタイプ）



協定書

草津市と西日本旅客鉄道株式会社京都支社との
地域資源を活用した駅前まちづくりに関する協定書

草津市(以下「甲」という。)と西日本旅客鉄道株式会社京都支社(以下「乙」という。)とは、これまで築いてきた相互の協力関係を踏まえ、地域資源を活用した駅前まちづくりに関し、甲と乙との協力の拡充のための基本的事項を定め、もって相互の発展に資するため、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

■目的
第1条 国の治水事業により廃川となった旧草津川の跡地をニューヨークのハイラインに見立て、緑あふれる市民の憩いの場として生まれ変わらせた甲と、梅小路京都西駅の設置に伴い廃線となった梅小路短絡線(山陰連絡線)をニューヨークのハイラインに見立て、賑わいの場として高架状の屋台ストリートに生まれ変わらせた乙は、両施設の更なる利用促進と地域の活性化および鉄道利用促進のため、甲および乙が協働により取り組むことが可能な案件について、緊密に連携し、協力することを目的とする。

■協力事項
第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協力するものとする。
(1) 草津川跡地公園と梅小路ハイラインの連携による地域貢献に関すること。
(2) 草津市の中心市街地の賑わいの創出およびシティセールスに関すること。
(3) 鉄道利用の促進に関すること。
(4) その他甲および乙が協議して必要と認めること。

■有効期間
第3条 本協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、甲および乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、本協定の有効期間は自動的に1年間延長され、以後も同様とする。

■守秘義務
第4条 甲および乙は、本協定の履行に際して知り得た相手方の秘密情報及び保有個人情報について、本協定期間中および本協定期間終了後も、相手方の書面等による承諾なく第三者に開示、漏洩せず、本協定の履行目的以外に使用しないものとする。

■反社会的勢力の排除
第5条 甲および乙は、それぞれ他の当事者に対して次に定める事項を確約する。

(1) 自ら又はグループ内法人が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないこと。
(2) 反社会的勢力に自己又はグループ内法人の名義を利用させ、本件協定を締結するものでないこと。
(3) 自ら又はグループ内法人が、次のいずれにも該当しないこと。
ア 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
イ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
ウ 自己又はグループ内法人もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
エ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
オ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
(4) 自ら又は第三者を利用して本件協定に関して次の行為をしないこと。
ア 暴力的な要求行為
イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
ウ 取引に関して、脅迫的言動をし、又は暴力を用いる行為
エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を棄損する行為
オ その他前各号に準ずる行為
2 甲および乙は、他の当事者が前項の確約に反する事実が判明したときは、催告その他何らの手続を要せず、本件協定を解除することができる。
3 前項の規定により本件協定が解除された場合には、本条第1項の確約に反した当事者は、解除によって生じた損害について、他の当事者に対し一切の請求を行わない。

■協定書の変更
第6条 甲および乙は、そのいずれかから、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、変更するものとする。

■誠実協議事項
第7条 本協定に定めるもののほか、甲と乙との連携、協力に関し必要な事項については、両者協議のうえ信義誠実の原則に従い、別に定めるものとする。

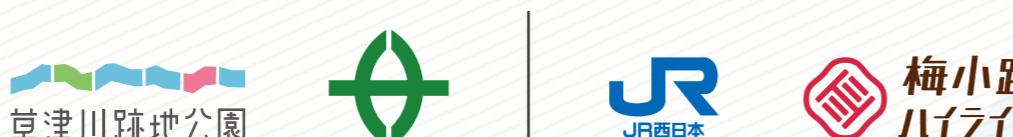
以上上記の、本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年12月22日

(甲)滋賀県草津市草津3丁目13番30号
草津市長 印

(乙)京都府京都市南区西九条北ノ内町5-5
西日本旅客鉄道株式会社
執行役員
近畿統括本部京都支社長 印

■A3二つ折り協定書（ビッグロゴタイプ）



協定書

草津市と西日本旅客鉄道株式会社京都支社との
地域資源を活用した駅前まちづくりに関する協定書

草津市(以下「甲」という。)と西日本旅客鉄道株式会社京都支社(以下「乙」という。)とは、これまで築いてきた相互の協力関係を踏まえ、地域資源を活用した駅前まちづくりに関し、甲と乙との協力の拡充のための基本的事項を定め、もって相互の発展に資するため、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

■目的
第1条 国の治水事業により廃川となった旧草津川の跡地をニューヨークのハイラインに見立て、緑あふれる市民の憩いの場として生まれ変わらせた甲と、梅小路京都西駅の設置に伴い廃線となった梅小路短絡線(山陰連絡線)をニューヨークのハイラインに見立て、賑わいの場として高架状の屋台ストリートに生まれ変わらせた乙は、両施設の更なる利用促進と地域の活性化および鉄道利用促進のため、甲および乙が協働により取り組むことが可能な案件について、緊密に連携し、協力することを目的とする。

■協力事項
第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協力するものとする。
(1) 草津川跡地公園と梅小路ハイラインの連携による地域貢献に関すること。
(2) 草津市の中心市街地の賑わいの創出およびシティセールスに関すること。
(3) 鉄道利用の促進に関すること。
(4) その他甲および乙が協議して必要と認めること。

■有効期間
第3条 本協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日とする。ただし、期間満了の3月前までに、甲および乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、本協定の有効期間は自動的に1年間延長され、以後も同様とする。

■守秘義務
第4条 甲および乙は、本協定の履行に際して知り得た相手方の秘密情報及び保有個人情報について、本協定期間中および本協定期間終了後も、相手方の書面等による承諾なく第三者に開示、漏洩せず、本協定の履行目的以外に使用しないものとする。

■反社会的勢力の排除
第5条 甲および乙は、それぞれ他の当事者に対して次に定める事項を確約する。

(1) 自ら又はグループ内法人が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないこと。
(2) 反社会的勢力に自己又はグループ内法人の名義を利用させ、本件協定を締結するものでないこと。
(3) 自ら又はグループ内法人が、次のいずれにも該当しないこと。
ア 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
イ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
ウ 自己又はグループ内法人もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
エ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
オ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
(4) 自ら又は第三者を利用して本件協定に関して次の行為をしないこと。
ア 暴力的な要求行為
イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
ウ 取引に関して、脅迫的言動をし、又は暴力を用いる行為
エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を棄損する行為
オ その他前各号に準ずる行為

2 甲および乙は、他の当事者が前項の確約に反する事実が判明したときは、催告その他何らの手続を要せず、本件協定を解除することができる。

3 前項の規定により本件協定が解除された場合には、本条第1項の確約に反した当事者は、解除によって生じた損害について、他の当事者に対し一切の請求を行わない。

■協定書の変更
第6条 甲および乙は、そのいずれかから、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、変更するものとする。

■誠実協議事項
第7条 本協定に定めるもののほか、甲と乙との連携、協力に関し必要な事項については、両者協議のうえ信義誠実の原則に従い、別に定めるものとする。

以上上記の、本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年12月22日

(甲)滋賀県草津市草津3丁目13番30号
草津市長

(乙)京都府京都市南区西九条北ノ内町5-5
西日本旅客鉄道株式会社
執行役員
近畿統括本部京都支社長

印

印